

墨田区公告式条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基づく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例の公布は、<u>区のウェブサイトに掲載し、又は区役所の門前掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p>(区長の定める規則の公布)</p> <p>第3条 <u>区長の定める規則（以下「区規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、区規則について準用する。</u></p> <p>(区長の定める規程の公表)</p> <p>第4条 <u>第2条第2項及び前条第1項の規定は、区長の定める規程（区規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。</u></p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条第2項及び第3条第1項の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「区長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>第6条 <u>区規則若しくは区の機関の定める規則又はその他の規程で公表を要するものは、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基く</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>[同左]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例の公布は、区役所の門前掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>(規則に関する準用)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 <u>規則を除く外、区長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入して区長印をおさなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</u></p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他区の機関の定める規則で、公表を要するものにこれを準用する。但し、第2条中「区長」とあるのは「当該機関を代表する者」と読みかえるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の規定は、区の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、同条第1項中「区長名」とあるのは「当該機関名」、「区長印」とあるのは「当該機関印」と読みかえるものとする。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第6条 <u>規則又は区の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u></p>

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。